2　一般規則は、憲章の適用及び連合の運営を確保するための規定を内容とする。一般規則は、全ての加盟国について義務的な文書とし、留保の対象とならない。

3　条約及びその施行規則は、郵便業務に適用される共通の規則を内容とする。これらの文書は、全ての加盟国について義務的な文書とする。加盟国は、自国の指定された事業体が、条約及びその施行規則から生ずる義務を履行することを確保する。

4　連合の約定及びその施行規則は、それぞれ、その締約国である加盟国間の業務を定め、及び規律する（条約及びその施行規則で定め、及び規律するものを除く。）。連合の約定及びその施行規則は、その締約国である加盟国のみを拘束する。当該締約国である加盟国は、自国の指定された事業体が、連合の約定及びその施行規則から生ずる義務を履行することを確保する。

5　3及び4に規定する施行規則は、条約及び連合の約定を実施するために必要な細目手続を内容とするものとし、大会議において行われた決定を考慮して、郵便業務理事会が定める。

6　3から5までに規定する連合の文書に場合により附属する最終議定書は、当該文書に対する留保を内容とする。

第十一条

憲章第二十五条を次のように改める。

第二十五条　連合の文書への署名並びにこれらの文書の認証、批准、受諾及び承認並びにこれらの文書への加入

1　大会議が作成した連合の文書には、加盟国の全権委員が署名する。

2　施行規則については、郵便業務理事会の議長及び事務局長が認証する。

3　連合の文書については、署名国がそれぞれ自国の憲法上の規則に従つてできる限り速やかに批准し、受諾し、又は承認する。

4　削除

5　いずれかの加盟国がその署名した連合の文書を批准せず、受諾せず、又は承認しない場合にも、当該文書は、これらを批准し、受諾し、又は承認した加盟国に関しては、効力を害されることがない。

6　加盟国は、大会議内部規則に定める関連する手続に従い、自国が署名しなかつた連合の文書に、いつでも加入することができる。

7　加盟国の連合の文書への加入は、次条の規定に従つて通告する。

第十二条

憲章第二十六条を次のように改める。

第二十六条　連合の文書の批准、受諾及び承認並びにこれらの文書への加入の通告

1　連合の文書の批准書、受諾書、承認書及び加入書は、できる限り速やかに国際事務局長に寄託するものとし、同事務局長は、その寄託を加盟国政府に通告する。

第十三条

憲章第二十七条を次のように改める。

第二十七条　約定への加入

削除

第十四条

憲章第二十八条を次のように改める。

第二十八条　連合の約定の廃棄

1　各加盟国は、第十二条に規定する条件を準用して、一又は二以上の連合の約定への参加を終止する権能を有する。

第十五条

憲章第二十九条を次のように改める。

第二十九条　議案の提出

1　加盟国は、自国が締約国となつている連合の文書に関する議案を大会議に、又は大会議から大会議までの間において提出する権利を有する。

2　もつとも、憲章及び一般規則に関する議案は、大会議にのみ提出することができる。

3　また、施行規則に関する議案は、国際事務局を通じて郵便業務理事会に提出するものとする。

第十六条

憲章第三十条を次のように改める。

第三十条　憲章の改正

1　この憲章に関する議案で大会議に提出されたものは、採択されるためには、少なくとも投票権を有する連合加盟国の三分の二により承認されなければならない。

2　大会議が採択した憲章の改正は、追加議定書の対象となり、その大会議が定める日に効力を生ずる。この改正は、第二十二条1に定める憲章の義務的性質に影響を及ぼすことなく、加盟国ができる限り速やかに批准し、受諾し、承認し、又は加入するものとする。その批准書、受諾書、承認書又は加入書は、第二十六条に定めるところに従つて取り扱う。

第十七条

憲章第三十一条を次のように改める。

第三十一条　一般規則、条約及び連合の約定の改正

1　一般規則、条約及び連合の約定は、それぞれ当該文書に関する議案の承認のための条件を定める。

2　一般規則、条約及び連合の約定の改正は、追加議定書の対象となり、大会議が定める日に効力を生ずる。これらの改正は、第二十二条に定める連合の文書の義務的性質に影響を及ぼすことなく、加盟国ができる限り速やかに批准し、受諾し、承認し、又は加入するものとする。その批准書、受諾書、承認書又は加入書は、第二十六条に定めるところに従つて取り扱う。この2の規定は、大会議から大会議までの間に採択された条約及び連合の約定の改正について準用する。

第十八条　この追加議定書の効力発生及び有効期間

この追加議定書は、二千二十二年七月一日に効力を生じ、無期限に効力を有する。

以上の証拠として、加盟国政府の全権委員は、これらの規定が憲章中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有するものとしてこの追加議定書を作成し、国際事務局長に寄託される本書一通に署名した。万国郵便連合国際事務局は、その謄本一通を各加盟国に送付する。

二千二十一年八月二十六日にアビジャンで作成した。

総務大臣　金子　恭之
外務大臣　林　芳正
内閣総理大臣　岸田　文雄